

別紙

松本市議会基本条例の一部を改正する条例

松本市議会基本条例（平成21年条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第1章 総則（第1条）
第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第5条）」を

「第1章 総則（第1条—第5条の3）」に、「第3章」を「第2章」に、「第4章」を「第3章」に、「第5章」を「第4章」に、「第6章」を「第5章」に、「第7章」を「第6章」に、「第8章」を「第7章」に、「第20条」を「第20条の3」に、「第9章」を「第8章」に改める。

「第2章 議会及び議員の活動原則」を削る。

第2条を次のように改める。

（議会の役割及び活動原則）

第2条 議会は、市民を代表する議事機関として、市民の福祉増進と市勢発展のために、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条に規定する議決すべき事件（以下「議決事件」という。）に係る議案の審議又は審査により市の重要な意思決定を行うこと。
- (2) 議案等（前号に規定するものを除く。）の審議又は審査により議会の意思決定を行うとともに、意見書、決議等により議会の意思を表明すること。
- (3) 市長その他の執行機関の政策決定及び事務執行について監視及び評価を行うこと。
- (4) 積極的な調査研究により、独自の政策の立案及び提言を行うこと。

2 議会は、前項に規定する役割を担い、議事機関としての使命を果たすため、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 議会としての合意形成を目指して審議を尽くすこと。
- (2) 市民への説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進すること。
- (3) 市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。

第2条の2を削る。

第3条の見出し中「議員の」の次に「責務及び」を加え、同条各号列記以外の部分中「として」の次に「、法第89条第3項に規定する誠実にその職務を行う義務を果たし、市民の負託に応えるため」を加える。

第5条の次に次の2条を加える。

（危機管理）

第5条の2 議会は、重大な感染症がまん延した場合若しくはそのおそれがある場合又は

大規模な災害が発生した場合（以下「非常時」という。）においても、議会の機能を維持できるように日頃から危機管理体制の整備に取り組むものとする。

2 議会は、前項に規定する取組みとして、業務継続計画（非常時において議会の機能を維持するために必要な事項を定めた計画をいう。）を策定する。

3 議長は、非常時においても、法第104条に規定する議長の職務権限が適正かつ確実に行使されるよう努めるものとする。

（非常時対応）

第5条の3 議会は、非常時において、議会の機能を維持し、議事機関としての使命を果たせるよう最善を尽くすものとする。

2 議会は、非常時において、市民の身体及び財産並びに市民生活の平穏を守るため、市長その他の執行機関と連携し、迅速かつ的確に対応するとともに、市民の生活基盤に重大な損害が生じたときは、議会はその復旧、復興に向けて積極的な役割を果たすものとする。

「第3章 市民と議会の関係」を「第2章 市民と議会の関係」に改める。

第6条第3項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「法第115条の2第1項」に改め、「及び」の次に「同条第2項に規定する」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 議会は、法第109条第6項及び第112条第1項の規定により委員会又は議員が、市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例に係る議案を提出しようとするときは、意見公募手続（パブリックコメント）を活用し、市民意見の把握に努めるものとする。

第7条第3項中「議会の活動」を「議会活動」に、「広報する」を「広報し、議会活動における広聴の機会を確保する」に改める。

「第4章 行政と議会の関係」を「第3章 行政と議会の関係」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（市長に対する説明等の要求）

第9条の2 議会は、市長が重要な政策決定（議決事件に該当しないものを含む。）を行うときは、あらかじめ当該政策決定について議会に説明し、又は議会の意見を聴くよう市長に求めることができる。

2 市長は、前項の規定により、重要な政策決定について議会に説明し、又は議会の意見を聴くよう求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 議会及び市長は、前2項の規定による議会への説明又は議会からの意見聴取の場として、松本市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）別表に規定する議員協議会、常任委員協議会等を活用するものとする。

「第5章 議会運営」を「第4章 議会運営」に改める。

第11条の2の見出しを「(議会運営における情報通信技術の活用)」に改め、同条中「第2条の2に規定により非常時における議会機能の維持を図る」を「デジタル社会(デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)第2条に規定するデジタル社会をいう。)の形成及び進展の状況を踏まえ、議会の機能強化及び非常時における議会機能の維持に資する」に改める。

「第6章 議会の権能強化」を「第5章 議会の権能強化」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(議員連盟)

第14条の2 議員は、特定の市政の課題等について、共同して調査研究を行い、施策の推進を図ることを目的として、会派を超えて当該目的に賛同する議員16名以上によって構成される団体(以下「議員連盟」という。)を結成することができる。

2 議員連盟を結成したときは、代表者は、規約及び構成員名簿を添えて、その旨を書面により議長に届け出るものとする。

3 議員連盟は、会派を超えて多数の議員が参加することを踏まえ、広範かつ効率的に調査研究を行い、その活動を通じて市政の課題等に関する議員間の共通認識を醸成し、施策の推進を効果的に図るよう努めるものとする。

4 第2項の規定による届出の内容に変更があるとき又は議員連盟を廃止したときは、その旨を書面により議長に届け出るものとする。

5 議員連盟の事務局は、議会事務局に置く。

「第7章 政務活動費」を「第6章 政務活動費」に改める。

「第8章 議員定数、政治倫理」を「第7章 議員定数、政治倫理」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

(ハラスメントの防止)

第20条の2 議会及び議員は、ハラスメント(社会通念上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、個人の尊厳を害し、相手に精神的若しくは身体的な苦痛又は不利益を与え、及び相手の職務環境又は生活環境を害する行為をいう。以下この条において同じ。)が個人の尊厳を不当に害し、人権侵害に当たることを認識し、議員によるハラスメントの防止及び議員に対するハラスメントの防止に努めなければならない。

(議員の請負に係る透明性の確保)

第20条の3 議会は、議員が松本市に対し請負(法第92条の2に規定する請負をいう。以下この条において同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図るものとする。

2 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による

選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における松本市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

3 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

4 議長は、第2項の規定による報告（第3項の規定による訂正の届出があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

5 第2項の規定による報告及び第3項の規定による訂正の届出は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

6 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の届出の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

7 前6項の規定による議員の請負状況の公表等に関し必要な事項は、議長が定める。
「第9章 補則」を「第8章 補則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の松本市議会基本条例第20条の3の規定は、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。